

動物による危害防止対策強化月間

飼い主はマナーを守って

動物を飼っている人は、次のことに注意しましょう。

- 犬を飼うときは必ず登録し、狂犬病予防注射を毎年受けさせる
- 犬の放し飼いはしない
- 犬の散歩は短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散歩中にした排せつ物は持ち帰る
- 猫は室内で飼う
- 動物に迷子札などを付け、飼い主が分かるようにする
- 猿・蛇・ワニなど危険な動物に



ペットは大事な家族です

指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可を得る

捨て犬・捨て猫の禁止

動物を捨てる行為は犯罪で、法律で100万円以下の罰金が科されます。捨てられて保護された犬・猫は、引き取る人がいないと処分されます。ペットは責任を持って最後まで面倒を見ましょう。
※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

住民票などの記載内容

旧氏が併記できます

11月5日(火)から、住民票への旧氏の記載などについて、次のことが変更になります。

住民票などへの旧氏の記載

旧氏とは過去の戸籍上の氏のことです。制度改正により、住民票

やマイナンバーカードなどに旧氏が記載できるようになりました。

これにより、各種契約や銀行口座の名義に旧氏が使われる場合で、その証明に使えます。記載できる旧氏の取り扱いは次の通りです。

○初めて記載する場合は、過去の旧氏の中から任意のものを一つ選ぶことができ、住所変更後も引き続き記載される

○すでに記載された旧氏は婚姻などにより氏が変わっても引き続き記載される。現在の氏に変更があった場合に限り、直前に称していた旧氏にのみ変更できる

○記載は請求により削除できる。ただし、削除した後に再度記載を希望する場合は、削除後に生じた旧氏のみ可

記載を希望する人は必要書類を持って市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で手続きしてください。日曜開庁では受け付けません。

必要書類 戸籍謄・抄本(希望する旧氏が記載されている物から現在の物まで全て)、免許証などの本人確認ができる物、マイナンバーカードまたは通知カ-

旧氏での印鑑登録

市では、旧氏での印鑑登録ができるようになりました。登録するには、事前に住民票に該当の旧氏を記載する必要があります。

印鑑証明書の性別表記

市で発行する印鑑証明書は性別の表記がないものになります。
※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

犯罪被害給付制度

被害者や遺族への支援

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な危害を受けるなどした被害者に対し国が給付金を支給するものです。

また、市では「成田市犯罪被害者等支援条例」に基づき、支援金を支給しています。

※くわしくは県警察本部警務課犯罪被害者支援室(☎043・201・0110 内線2704)へ。
条例については交通防犯課(☎20・1527)へ。

排水設備の清掃・点検

訪問セールスにご用心

「市役所から紹介されて排水設備の清掃・点検に来た」と家庭を訪問し、不要な契約や金銭を求める業者が見受けられます。

市では業者のあっせんは行っていません。市から業務を委託された業者は、市発行の身分証明書を携帯しています。訪問セールスで不審に感じたら下水道課(☎20・1553)へ連絡してください。
※くわしくは同課へ。

労働保険適用促進強化期間

事業主の皆さんへ

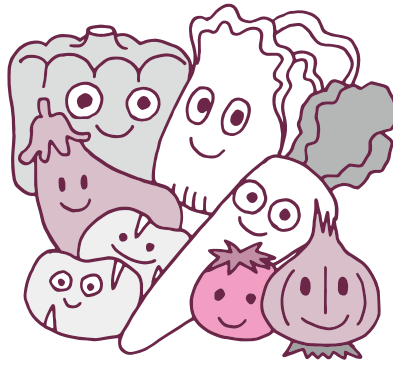
労働者を1人でも使用する事業主(農林水産業の一部を除く)は、労働保険(労災・雇用保険)への加入が法律で義務付けられています。まだ加入していない事業主は、手続きしてください。

※くわしくは千葉労働局労働保険徴収課(☎043・221・4317)へ。

食生活の大切さを考える

県では、旬の食材が豊富に出回る11月を「ちばの食育月間」とし、期間中に実施するさまざまなイベントを通して食育の普及啓発を図っています。

皆さんも食に関する正しい知識を身に付けるなど、食生活の大切



市長日誌

10月1日(火)～15日(火)

2日	武田内閣府特命担当大臣(防災)へ台風15号被害に対する要望書提出 産業まつり実行委員会
4日	獣魂祭 中台地区敬老会
5日	大利根地区・小御門地区敬老会
6日	国際市民フェスティバル・子ども会まつり
8日	成田空港騒音対策地域連絡協議会常任理事・監事会議
9日	成田空港圏自治体連絡協議会
10日	こども茶論(向台小学校) 災害対策本部設置(台風19号)
11日	成田ニュータウンクラブ全国家庭婦人バレーボールことぶき大会出場激励会



参加者の長寿を祝う(5日)

さを考えましょう。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

女性に対する暴力をなくす運動

一人で抱え込まずに相談を

11月12日(火)～25日(月)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。これに合わせ、法務局職員や人権擁護委員が対応する「女性の人権ホットライン」では、時間を延長して相談に応じます。

女性の人権ホットライン

日時 11月18日(月)～24日(日)午前8時30分～午後7時(23日(土)・祝・24日(日)は午前10時～午後5時)
内容 配偶者などからの暴力、ストーカー被害、女性の人権問題に関する相談
電話番号 0570・070・8

10

県女性サポートセンター

時間 24時間年中無休
内容 配偶者などからの暴力や家庭・生活などに関する相談
電話番号 043・206・8002
※くわしくは各相談窓口へ。

空き地の管理

草刈り機を無料で貸し出し

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の妨げや火災の原因となりがねません。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地の管理に努めてください。
市では、草刈り機を無料(刈り

刃と燃料は個人負担)で貸し出していますので利用してください。
※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

住宅無料耐震相談

建築士が対応します

市では月1回、建物の耐震性や改修についての相談を無料で受け付けています。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(23ページ)で確認してください。
対象 1戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)・マンションのいずれかを市内に所有し、自らが居住している人
定員(1日当たり) 6人(先着順)
持ち物 図面(持っていない人は簡単な間取り図)

成田市民憲章

5カ条の精神を未来へ

「成田市民憲章」は、市民の幸せを願い、未来への理想を掲げ照

和46年11月3日に制定されました。「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくために、市民憲章が掲げる5カ条の精神を未来へ継承していきましょう。

成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたくしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたくしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたくしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

- 一 親切な心で平和な成田をつくりましょう。
- 一 よろこんで働き豊かな成田をつくりましょう。
- 一 きまわりをまもり住みよい成田をつくりましょう。
- 一 自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう。
- 一 若い力をそだて明るい成田をつくりましょう。

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

ウォームビズ

市役所で省エネ対策



市では、11～3月に、省エネ対策としてウォームビズ(室温20℃を目安とした空調の稼働、フリースなどの重ね着や膝掛けなどを活用した過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。

皆さんのご理解ご協力を願います。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

自動車税

滞納処分を強化

県では、自動車税を未納の人に

対し、給与、預貯金、自動車などの差し押さえを強化しています。未納の場合は、至急納付してください。

※くわしくは佐倉県税事務所(☎043・483・1150)へ。

借金及びヤミ金融に関する相談会

弁護士や警察官が応じます

借金やヤミ金融で困っている人を対象に、弁護士や警察官が相談に応じる無料相談会を開催します。

日時 12月7日(土) 午前10時～午後4時

会場 佐原中央公民館(香取市) 定員 5人(先着順)

※申し込みは県くらし安全推進課(☎043・223・2271)へ。

年末調整説明会

給与事務担当者を対象に

令和元年分の年末調整と法定調書・給与支払報告書について説明会が開催されます。

日時 11月8日(金) 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分

会場 中央公民館

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

全国瞬時警報システム

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(Jアラート)とは、自然災害に関わる気象情報の特別警報など、国から送られてくる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市では、この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。放送を聞き逃したときは、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認することができます。

日時 12月4日(水) 午前11時



防災行政無線で放送

放送内容 1「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)、こちらは防災なりました」、防災行政チャイム

※当日の災害発生状況や気象状況により、中止になる場合があります。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

税を考える週間

国税庁の取り組みを紹介

11月11日(月)～17日(日)は「税を考える週間」です。税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)で国税庁の取り組みなどを分かりやすく最新のデータで紹介するか、税務職員の業務を映像で紹介しています。

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

大気汚染防止のための冬期対策

車の使用と暖房は控えめに

県では、11～1月を「大気汚染防止のための冬期対策期間」とし

ています。冬期は大気がよく、汚れやすくなります。大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減対策のため、次のことを心掛けましょう。

- 公共交通機関の積極的な利用
- 車の使用時はアイドリング・ストップなどのエコドライブ
- 暖房温度は20℃を目安に設定

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

標準営業約款制度

Sマークを知っていますか

標準営業約款(Sマーク)は、法律で定められた消費者擁護のための制度です。店頭でSマークを掲げている理容店、美容院、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店は、厚生労働大臣認可の約款に従って営業している安全・清潔・安心な信頼できる店舗です。



※くわしくは千葉県生活衛生営業指導センター(☎043・307・8272)へ。